

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名捺印のうえ甲・乙各1通を所持します。

団体生命単位共済会番号

D-

年 月 日

(甲) 所在地

団生単位共済会名称

印

代表者役職氏名

印

(乙) 所在地

名 称

印

代表者役職氏名

印

以 上

団体生命共済の実施に関する協定書

_____ (以下「甲」という) と日本国家公務員労働組合連合会共済会 (以下「乙」という) とは、乙の定める団体生命共済を甲が実施するにあたり、下記のとおり協定します。

記

【加入形態】

第1条 甲が実施する団体生命共済の加入形態を 全員一律加入・集団一律加入 とします。

【共済掛金】

第2条 団体生命共済1口当たりの月額換算掛金額は、次表のとおりとします。

加入の形態	払込み方法	30歳以上の組合員	30歳未満の組合員	配偶者	子	その他の子
一律加入	月払い	28円	25円	—	—	—
	年払い	26円	24円	—	—	—
個人上積	月払い	28円	25円	28円	20円	28円
	年払い	27円	24円	27円	19円	27円

2. 上記共済掛金額月額表の「子」とは、次の各号に該当する被扶養者である未婚の子をいいます。

- (1) 20歳未満の子
- (2) 25歳未満の在学中の子

3. 前記共済掛金額月額表の「その他の子」とは、前項以外の生計を一にする未婚の子をいいます。

【共済契約の申し込み】

第3条 甲は、この協定書に基づく団体生命共済に加入申し込みをするときは、共済契約申込者の委任を受け団体生命共済実施に関する協定書に加入者名簿を添え、第1回共済掛金を乙の指定する場所に払い込みます。

【共済契約の発効、満期】

第4条 乙は、加入申し込みを承諾したときは_____年____月1日午前零時より発効するものとし、満期日は_____年6月30日とします。

【掛金の払い込み方法、払い込み期日】

第5条 共済掛金の払い込み方法は(月払・年払)とし、甲は共済契約者全員の共済掛金を一括して、払い込み期日までに乙に払い込むものとし、

2. 払い込み期日は、月払いにおいては第4条に定める発効日の毎月の応当日の前日とします。

【中途加入、解約等の手続き、効力】

第6条 甲は、共済期間の中途において新たな加入または解約等の異動があったときは、当該月分の共済掛金払い込みと同時に異動届に必要な事項を記入し乙に報告します。

2. 前項にいう異動の効力は、当該払い込み期日の翌日午前零時に発効または消滅します。

ただし、当該払い込み期日以降に共済掛金の払い込みがあった中途加入者の共済契約の効力は、その払い込み日の属する月の翌月1日午前零時から発効します。

【払い込み猶予期間、失効】

第7条 第2回目以降の共済掛金の払い込みについては、払い込み期日の属する月の翌月5日までとします。

2. 払い込み猶予期間を過ぎてもなお共済掛金が払い込まれない場合は、この協定に基づく共済契約は当該払い込み期日の翌日午前零時に遡ってすべて失効します。

【共済金の請求】

第8条 甲は、甲の被共済者に共済事由が発生したときは、乙の定める手続きにより乙に共済金の支払いを請求するものとし、

【共済金の支払い】

第9条 乙は、前条の共済金の請求を受けたときは、各規約等の定めに従い審査し、特に調査に時間を要する場合を除き1カ月以内に甲または共済金受取人が指定する預金口座に共済金を支払います。

【共済金の返還】

第10条 乙が共済金を支払った後、各規約等に違反していたことが明らかになったときは、甲または共済金受取人は乙に対し当該共済金を返還します。

【免責】

第11条 乙は、甲がこの協定および各規約等による手続きを怠ったときは、これによって生ずる責任を負わないものとします。

【掛金の精算】

第12条 この協定に基づく団体生命共済の掛金等の精算は、乙の決算後におこないます。

【事務手続きの委任】

第13条 甲は、共済契約者からこの協定に基づく共済契約に関する共済掛金の払い込み、共済金等の請求、異動の届け、解約その他いっさいの事務手続きの委任を受けたもののみ取り扱います。

【準拠規定】

第14条 この協定に特に定めのない事項は、各規約等に定めるところにより実施します。

【協定の効力】

第15条 この協定の有効期間は_____年____月____日からこの会の満期日までとします。ただし、協定内容に変更がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間その効力を有するものとし、以後も同様とします。

2. この協定は、有効期間中に双方の代表者に変更があっても引続き効力を有するものとし、以後も同様とします。

3. この協定の解約は、甲が甲の機関決定または解散した場合に文書をもって乙に通知することのほか、協定の継続が著しく困難となった場合、乙が甲に通知することにより解約できるものとし、